



町 務 棚 公 告

平成 19 年 6 月 12 日 (火曜日) 号外 第 70 号

発行印
母 田 騎 市 旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 田 騒 株 式 会 社
発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1 年 36,000 円

四 次

頁

訓令

○宮崎県職員倫理規程.....(人事課) 1

訓令

宮崎県職員倫理規程をここに公表する。

平成十九年六月十二日

宮崎県知事 東国原 英夫

訓令第 20 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員倫理規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員が全体の奉仕者であつてその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。
(定義等)

第二条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法(昭和二十九年法律第二百六十一号)第二条第一項に規定する一般職に属する職員であつて、知事の事務部局に勤務するものという。ただし、臨時又は非常勤並びに大学の学長、教員及び部局長(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項から第三項までに規定する学長、教員及び部局長をいう。)の職にある者を除く。

2 この訓令において、「管理職員」とは、職員の給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号)第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この訓令において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行つ個人(当該事業の利益のためにする行為を行つ場合における個人に限る。)をいう。

4 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行つ場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この訓令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者を除く。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第

三号に規定する許認可等及び宮崎県行政手続条例(平成七年宮崎県条例第二十九号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行つている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(第二条第四項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 標助金等(標助金等の交付に関する規則(昭和三十九年宮崎県規則第四十九号)第二条第一項に規定する標助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該標助金等(県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該標助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該標助金等の交付の目的に従つて交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行つている事業者等又は特定個人、当該標助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該標助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び宮崎県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導(宮崎県行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 事業の発達・改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。)当該事業を行つている事業者等

七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 入札(地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。)に関する事務 入札に参加するためには必要な資格を有する事業者等及び当該事業者等を構成する事業者団体(事業者団体の役員、従業員、代理人その他の者を含む。)

町議会規則

6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して二年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員行使させることにより自己の利益を図るためにその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。
（倫理行動規準）

第二条 職員は、宮崎県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬこと。

二 職員は、常に公私別の明瞭化にし、いやしくもこの職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならぬこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならぬこと。
（管理職員の役割）

第四条 管理職員は、その職責を十分に自覚し、率先垂範して職務に係る倫理の保持及び適正な服務の確保に努めなければならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が、職務に係る倫理の保持及び適正な服務の確保を図れるよう的確な指導及び監督に努めなければならない。

（利害関係者との間における禁止行為）

第五条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で任務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をするること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡単な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は債務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（利害関係者との間における禁止行為の例外）

第六条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかかるが、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 前項に掲げる場合のほか、職員は、自己の費用を負担し、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項第七号及び第八号に掲げる行為を行うことができる。この場合においては、あらかじめ倫理監督職員（第十五条に規定する職員をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

3 職員は、前二項の職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。

4 第一項の「職員としての身分」には、職員が、知事の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該

退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き継ぎ一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外のものとの間における禁止行為）

第七条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、そのものから供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたはならない。

2 職員は、自分が行った物若しくは不動産の購入若しくは借用受け又は役務の受領の対価を、そのものが利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にそのものの負担として支払わせてはならない。

（違反行為による利益の享受等の禁止）

第八条 職員は、他の職員の第五条又は第七条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第五条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第二号）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

（職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務）

第九条 職員は、知事、副知事、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が職務に係る法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

3 職員は、他の職員が職務を行うに当たり、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかる行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への報告（以下「上司等への報告」という。）を行わなければならない。

4 職員は、上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかる疑いがあると思料するときは、当該上司に意見を述べなければならない。

5 職員は、前項の規定により上司に意見を述べたにもかかわらず、なお犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかる命令が続いたときは、その他の上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への相談（以下「その他の上司等への相談」という。）を行わなければならない。

6 第三項又は前項の場合において、職員が、公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）を行つたときは、上司等への報告又はその他の上司等への相談は行われるものとみなす。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後ににおいて速やかに当該事項を届け出なければならない。

に当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第十二条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならない。

（倫理監督職員への相談）

第十三条 職員は、自らが行つ行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行つ行為が第五条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合その他この訓令の解釈に疑義が生じた場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第十四条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十一月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書（別記様式）を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して十四日以内に、知事に提出しなければならない。

2 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に關係する事項に関する講演等の報酬

（贈与等報告書の保存等）

第十五条 贈与等報告書は、倫理監督職員において、提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の額が一件につき一万元を超える場合に限る。）は、宮崎県情報公開条例（平成十一年宮崎県条例第二十六号）第七条第二号アに規定する公に対することが予定されている情報をとする。

（倫理監督職員）

第十六条 倫理監督職員は、この訓令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

- 一 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くよつた関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に關し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 三 職務に係る法令に違反する行為があつた場合にその旨を知事に報告すること。
- 四 職務に係る倫理監督職員は、その指定する職員に、この訓令に定めるその職務の一部を行わせることができる。
2 (委任)

第十七条 この訓令の施行に關し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十九年七月二十日から施行する。
(経過措置)
- 2 第十三条の規定は、この訓令の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別記
様式(第13条関係)

年 月 日

贈与等報告書

宮崎県知事 殿

所属名
職名
氏名

(印)

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	<input type="checkbox"/> 会合等への出席 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> その他 内容 <div style="text-align: right;">]</div>
贈与等又は報酬の内容	<input type="checkbox"/> 原稿料 <input type="checkbox"/> 印税 <input type="checkbox"/> 講演料 <input type="checkbox"/> その他()
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	円
上記に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者的人数及び職業	場所の名称： 住所： <input type="checkbox"/> 多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数(概数)： 名 <input type="checkbox"/> その他の場合 人数： 名 職業：
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	事業者等の名称： 事業者等の住所：
役員等が事業者等の利益のために贈与を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合にあっては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載)	役員等の役職又は地位： 役員等の氏名：
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係	職務との関係： 県との関係： <input type="checkbox"/> 利害関係あり→□講演等の場合、事前に承認あり <input type="checkbox"/> 利害関係なし

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。